

令和7年度

受付 番号		連絡先	委託担当 脱炭素・GREEN×EXPO推進局 循環型社会推進課 TEL 045-671-4225	担当者名 仲澤
----------	--	-----	---	------------

## 設 計 書

- 1 委 託 名 令和7年度 公道EV充電器設置可能性検討調査委託
- 2 履 行 場 所 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局循環型社会推進課
- 3 履 行 期 間  期間 契約締結した日から令和7年11月28日まで  
又 は 期 限  期限
- 4 契 約 の 区 分  確定契約  概算契約
- 5 その他特約事項  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- 6 現 場 説 明  不要  
 要 ( 月 日 時 分 場 所 )
- 7 委 託 概 要 本業務ではEVの普及促進のため、2027年度までの目標達成（急速充電器400口設置）に向け、過年度の検討内容や設置実績等を踏まえ、公道における急速EV充電器の設置拡大に向け、可能性の検討を行うことを目的とします。  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局循環型社会推進課

# 内 訳 書

8 部分払  する  
 しない

## 部分払の基準

業務内容	履 行 予定月	単 位	数 量	単 価	金 額

委託代金額 　　¥

---

内訳

業務価格 　　¥

---

消費税相当額 　　¥

---



# 内 訳 書

## 第1号 直接人件費

名 称	形状・寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
<b>(1) 候補地ごとの条件整理</b>						
技師長			人・日			
主任技師			人・日			
技師 (A)			人・日			
技師 (B)			人・日			
技師 (C)			人・日			
技術員			人・日			
小 計						
<b>(2) 設置可能性検討</b>						
技師長			人・日			
主任技師			人・日			
技師 (A)			人・日			
技師 (B)			人・日			
技師 (C)			人・日			
技術員			人・日			
小 計						
<b>(3) 打合せ協議</b>						
技師長			人・日			
主任技師			人・日			
技師 (A)			人・日			
技師 (B)			人・日			
技師 (C)			人・日			
技術員			人・日			
小 計						
<b>(4) 報告書作成</b>						
技師長			人・日			
主任技師			人・日			
技師 (A)			人・日			
技師 (B)			人・日			
技師 (C)			人・日			
技術員			人・日			
小 計						
<b>小 計</b>						
小 計						
<b>合計</b>						
技師長			人・日			
主任技師			人・日			
技師 (A)			人・日			
技師 (B)			人・日			
技師 (C)			人・日			
技術員			人・日			
合 計						

# 内 訳 書

## 第2号 直接経費

名 称	形状・寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
1 その他電子データ一式		1	式			
2 旅費交通費		1	式			
3 報告書		1	部			
合 計						

# 委託仕様書

## 第1章 総則

### (総則)

第1条 委託者横浜市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する業務（以下「委託業務」という。）については、横浜市委託契約約款及び横浜市契約規則に定めるもののほか、本仕様書に従い、委託業務履行に際し関係する法令を遵守し、これを履行しなければならない。

## 第2章 共通仕様

### (提出書類)

第2条 乙は、遅滞なく次の書類を作成し、甲の指定する職員（以下「担当職員」という。）に提出しなければならない。

提出書類	提出期限	部数
(1) 委託業務着手届出書 (2) 委託代金内訳書 (3) 現場責任者選定通知書 (4) 委託組織表 (5) 業務実施計画書	契約締結後5日以内	各1部

2 乙は、甲の関係職員と委託業務について打合せを行った後、次の書類を作成し、担当職員に提出しなければならない。

提出書類	提出期限	部数
打合せ議事録（A4版）	打合せ後遅滞なく	1部

3 乙は、委託業務履行中、次の書類を作成し、担当職員に提出しなければならない。

提出書類	提出期限	部数
成果品（紙媒体）	完了検査前	1部
成果品（電子媒体）		1部

### (検査)

第3条 乙は、業務委託が完了したとき（履行部分に係る委託業務完了を含む。）は、次の書類を担当職員に提出し、甲が指定する検査員の検査を受けなければならない。

提出書類	提出期限	部数
委託完了届出書	委託業務完了のとき	1部

### (支払)

第4条 乙は、前条の検査に合格したときは、次の書類を担当職員に提出し、委託代金の支払いを請求することができる。

提出書類	提出期限	部数
請求書（口座振替通知書を含む）	完了検査合格後	1部

(電子計算機処理等の契約に関する情報取扱事項)

第5条 乙は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、その遂行にあたって、電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項<sup>(※)</sup>を遵守しなければならない。

(※) 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項は、次のURLの横浜市公式ホームページを参照すること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/shiyosho/siyou-youryou.html>

(個人情報の保護に関する事項)

第6条 乙は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取り扱いについて、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項<sup>(※)</sup>」を遵守しなければならない。

2 乙は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に「個人情報取扱特記事項」第2条の4に則り、管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書(第1号様式)により報告しなければならない。また、「個人情報取扱特記事項」第10条による研修を実施し、研修実施報告書・誓約書(第2号様式)を提出しなければならない。

(※) 個人情報取扱特記事項は、次のURLの横浜市公式ホームページを参照すること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/hogo/kojinjyohohogoseido.html>

## 令和7年度 公道EV充電器設置可能性検討調査委託 特記仕様書

### 1 業務目的

横浜市では「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、2030年度温室効果ガス排出削減目標を50%削減（2013年度比）とし、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを目指しています。2050年までの脱炭素化の実現に向けた取組の一つとして、電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド車（PHV）（以下総称して「EV」という。）の普及促進に取り組んでおり、その実現には充電インフラの大幅な導入が必要とされています。

本業務ではEVの普及促進のため、2027年度までの目標達成（急速充電器400口設置）に向け、過年度の検討内容や設置実績等を踏まえ、公道における急速EV充電器の設置拡大に向け、可能性の検討を行うことを目的とします。

### 2 業務内容

#### (1) 候補地ごとの条件整理（現地踏査及び資料取集含む）

市から提供する候補地（5か所程度）について、EV充電器設置の可能性を検討する。市から提供された候補地の現地踏査の実施、及び充電器設置に必要な条件を整理する。なお、事前に候補地ごとに舗装構成、掘削規制や埋設管（水道、下水、電気、ガス）等の資料収集を行うこと。

（主な条件整理項目）

##### ■交通管理者の視点

交通安全上の対策（ゼブラ（区画線）、車止め、注意喚起看板、交通標識の設置・移設等）

##### ■道路管理者の視点

道路占用許可基準との整合（安全対策の実施、既存埋設物との離隔の確保等）

#### (2) 設置可能性検討

(1)の条件整理をもとに、行政地図、航空写真等を活用し、図面を作成する（位置図、平面図、横断図、地下埋設調査図等）。**※令和7年10月中旬までに提出**

また、検討にあたっては「電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドライン（国土交通省道路局）」等を参照すること。

#### (3) 打合せ協議

打合せは、業務着手時、中間打合せ（2回）、成果物納入時の計4回を実施する。

#### (4) 報告書作成

(1)～(3)をとりまとめて、関係機関等（庁内関係者）への協議や説明等に活用することを想定し、公表できる媒体として作成、納品すること。

### 3 履行期限

令和7年11月28日まで



#### 4 業務の履行協議等

受託者は、業務の受託後、業務実施計画書を受託者に提出し、本業務の実施方針について協議を行う。また、本業務の進捗状況に応じた報告・協議を適宜行うこと。

#### 5 打合せ議事録の提出

受託者は、協議等を行ったときは打合せ議事録を作成し、本市に提出する。

#### 6 守秘義務

本業務の履行で知り得た情報は、外部へ漏らし、また持ち出してはならない。

#### 7 成果品の本市への帰属

本業務で作成された成果品は、履行完了後、本市へ帰属するものとし、本市が改変および他の媒体で自由に利用できるようにする。データ作成の際にはその点について十分留意すること。また、フリー素材や許諾の必要な素材などを使用する際には、利用条件等に十分注意し対応すること。

#### 8 成果品の仕様

本委託業務で得られた情報を報告書として取りまとめる。原則としてA4縦型とし、データ及び製本1部を提出すること。文書は「Microsoft Word」で作成し、図表などは「Microsoft Excel、またはMicrosoft PowerPoint」を使用して作成するものを想定しているが、詳細は本市担当者と協議の上決定すること。

また、平成14年4月1日施行「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」を遵守すること。

なお、グリーン購入適合の判断の基準等については「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針（別記）特定調達物品等」（令和6年4月）に準ずるものとし、日常業務から生じる環境負荷の低減に努めること。

#### 9 その他

- (1) 受託者は、委託者からデータの提供を受けた場合は、委託期間終了後速やかに委託者に返却すること。また、作業上複製したデータは削除すること。
- (2) 本業務遂行にあたって必要な情報の提供、関係者との協議調整については、原則、委託者にて実施するものとする。
- (3) この仕様書に記載の無い事項については、双方協議の上定めるものとする。